

福島県バドミントン協会表彰規定

(目的)

第1条 この規定は、福島県バドミントン協会(以下「本会」という)及び本県バドミントン競技の発展のために顕著な業績のある団体及び個人の名誉を表彰することを目的とする

(表彰の範囲、種類)

第2条 表彰は、本県バドミントンの普及振興に功労のあった者、並びに技能記録等の優秀な者に授与するものとし、表彰の種類は、功労賞・優秀指導者賞・優秀選手賞・特別優秀選手賞とする

(表彰基準)

第3条 表彰の基準等については、別に定める表彰基準等細則によるものとする

(表彰委員会)

第4条 本会専門委員会規定による表彰委員会は、被表彰候補団体または個人の選考に関する事項を調査・審議・決定する

(表彰委員会の成立及び議決)

第5条 表彰委員会は委員の過半数の出席で成立する。議決は出席委員の多数決によるものとし、賛否同数の場合は委員長が決定する

(候補団体、個人の推薦と選考)

第6条 被表彰候補団体または個人の推薦は、功労賞・優秀指導者賞については、各支部協会長又は加盟団体の長が推薦理由を添えて表彰委員会へ推薦する
※ただし、県協会役員経験者については、表彰委員会からの推薦も認める
優秀選手賞・特別優秀選手賞については、
※事務局・競技委員会・各連盟からの報告、及び大会ホームページで確認

表彰委員会は推薦された団体または個人について表彰の1ヵ月前までに調査・審議を行い決定する

(表彰の方法)

第7条 被表彰者には賞状を授与する

(既定の改廃)

第8条 本規定の改廃は本会理事会の議決による

附則 本規定は昭和52年4月1日より施行する
平成27年3月22日一部改正
令和5年9月10日一部改正